

こども家庭庁とこども基本法について

2023（令和5）年4月1日にこども家庭庁が新たに発足し、また、こども基本法が施行されました。さきに発行しました『歯科衛生士のための衛生行政・社会福祉・社会保険 第10版』（2023年1月20日発行）では、両者に関する記述がありません。このたび、両者について、以下のように追加いたします。

著者

○こども家庭庁

【発足の背景】

わが国の出生数は近年減少傾向にあり、世界のなかでも最も出生率の低い国の一つになっている。また、児童虐待の相談件数やいじめの重大事例が増加しており、わが国の次世代を担う子どもたちの社会環境はよい状態とはいえない。このようなこどもの生育環境をこどもの視点にたって大きく改善させるため、このたび政府のこども政策の司令塔として内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局に「こども家庭庁」を設けた。

【任務】

心身の発達の過程にある者（以下「こども」という）が自立して健やかに成長できる社会の実現に向けて、こどもの意見をも尊重してこどもとこどものいる家庭の福祉の増進・保健の向上など、こどもの健やかな成長と子育ての支援を通じてこどもの権利利益を擁護する。

【組織・業務】

こども家庭庁長官のもとに長官官房とこども育成局、こども支援局を置き、いままで内閣府と厚生労働省子ども家庭局などで行ってきた業務を行う。したがって、厚生労働省の子ども家庭局はなくなる。この結果、児童福祉法、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）などは、こども家庭庁に移管される。

長官官房：こどもの視点、子育て当事者の視点にたった政策の企画立案、情報発信・広報、それぞれの対策の総合調整などを行う。

こども育成局：妊娠・出産の支援、母子保健、認定こども園など就学前のこどもの育成、子育てでの経済的支援、こどもの事故防止など安全対策を行う。

こども支援局：こどものいじめ・不登校・自殺などに対する対策、児童相談、虐待防止、里親支援、障害児対策などを行う。

【こども家庭庁発足以前との比較】

さきに述べたように2022年度までは厚生労働省の子ども家庭局が行っていた業務が中心となり、こども家庭庁に移行する。したがって、『歯科衛生士のための衛生行政・社会福祉・社会保険 第10版』においては、[6章 社会福祉-V 児童と家庭の福祉制度と法律]（p.114～117）の部分にあたる。

障害福祉施策では、児童福祉法の障害児福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサー

ビスなど), 医療的ケア児への支援などはこども家庭庁が, 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)における障害者福祉サービス(就労系サービスなど), 障害者手帳, 障害者手当などは厚生労働省が所管する。また, 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で障害者と障害児が利用する障害福祉サービス(居宅介護など)などは, こども家庭庁と厚生労働省の共管となる。

○こども基本法

こども基本法は, 総則(目的, 定義, 基本理念, 責務等, 白書・大綱), 基本的施策, こども政策推進会議の3章20条からなる。なお, 「基本法」については, 『歯科衛生士のための衛生行政・社会福祉・社会保険 第10版』(第3刷) p.33に示す。

【目的】

憲法と児童の権利に関する条約の精神に基づいて, 次代の社会を担うすべてのこども(「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義)が, 人格形成の基礎を築き, 自立した個人として健やかに成長でき, 将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして, こども施策に関して基本理念・国の施策などを定め, 国の責務を明らかにすることで, こども施策を総合的に推進することを目的とする。

【基本理念】

- ・すべてのこどもは, 個人として尊重され, 基本的人権が保障され, 差別的扱いを受けない。また, 児童の権利に関する条約にもとづいて, 生命・生存・発達に対する権利を確保する。
- ・すべてのこどもは, 年齢や発達の程度に応じて, 関係する事項に意見を述べる機会と社会的活動に参画する機会が確保される。
- ・こどもの養育は, 家庭を基本とし保護者が第一義的責任を有し, 子育てに対して社会全体として支援を行う。家庭での養育が困難なこどもに対しては, 同様な養育環境を確保する。
- ・子育てでは家庭や子育てに夢を持ち, 子育てに喜びを感じる社会環境を整備する。

【責務等】

- ・国はこども施策を総合的に推進するため, こども施策に関する大綱を定める。都道府県と市町村はそれぞれこども計画を定める。また, それぞれの施策では, こども・その養育者の意見を反映させる。
- ・事業主は職業生活・家庭生活の充実のため雇用環境の整備について, 国民はこども施策についての関心と理解に努める。

【基本的施策】

- ・こども施策を推進するため, さきの責務を反映してこども大綱を定める。
- ・都道府県は都道府県こども計画, 市町村は市町村こども計画を定めるよう努める。
- ・こども施策を一体的に提供するため, 関係機関や民間団体などが連携して体制を整備す

る。

・国はこの法律および児童の権利条約について、広報活動などを通じて国民に周知を図り、理解を得る。

【こども政策推進会議】

こども家庭庁はこども施策を推進するため、内閣総理大臣を長とする「こども政策推進会議」を置く。会議は、こども、子育て当事者、学識経験者、地域のこども支援民間団体などの関係者の意見を反映する。